令和６年２月６日
【　総　務　省　】

【概要書】

地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第 213 回国会提出）

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書について

地方税法第 758 条第２項の規定に基づき、令和４年度の地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書を国会に提出。

報告書の内容（抜粋）

１．税負担軽減措置等に該当する措置又は特例ごとの適用額の総額の状況

（10）固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要（R5.3.31現在）	適用期限（R5.4.1現在）	適用総額の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					令和２年度	令和３年度	令和４年度
349 条の 3	1		鉄道事業者等が敷設した新規営業路線の線路設備等に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 最初の５年度分　価格の１／３ その後の５年度分　価格の２／３ （立体交差化施設に係る橋りょう等の線路設備は、 最初の５年度分　価格の１／６ その後　価格の１／３）	なし	課税標準（固定資産の価格）	306,633,144	230,324,269	218,454,926
349 条の 3	2		一般ガス導管事業者が新設したガス事業用の償却資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 最初の５年度分　価格の１／３ その後の５年度分　価格の２／３	なし	課税標準（固定資産の価格）	502,575,442	491,632,939	523,560,887
				・ ・ ・					

２．適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額（道府県民税、事業税、市町村民税又は特別法人事業税）の状況

（１）単体法人　　（単位：千円）

措置名	令和2年度	令和3年度	令和4年度						備考
	合計（特別法人事業税・地方法人特別税を含む額）	合計（特別法人事業税を含む額）	合計（特別法人事業税を含む額）	道府県民税	事業税	市町村民税	小計	特別法人事業税	
中小企業者等の法人税率の特例	12,682,963	11,899,630	12,318,755	1,759,822	－	10,558,933	12,318,755	－	
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	1,672,997	1,784,739	1,758,609	251,230	－	1,507,379	1,758,609	－	
⋮									

○　地方税法（抄）

（地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書の作成及び提出）

第 758 条　総務大臣は、毎年度、次に掲げる事項を記載した報告書を作成しなければならない。

一　税負担軽減措置等に該当する措置又は特例ごとの適用額の総額

二　適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置（所得税又は法人税に係るもので財務大臣が適用実態調査を実施したものに限る。次号及び次条において同じ。）ごとの道府県民税、事業税又は市町村民税への影響額

三　その他税負担軽減措置等の適用の状況及び租税特別措置の道府県民税、事業税又は市町村民税への影響の状況の透明化を図るために必要な事項

２　総務大臣は、前項の規定により作成した報告書を国会に提出しなければならない。この場合において、当該報告書は、作成した年度に開会される国会の常会に提出することを常例とする。